

【様式2】

## 山梨県 最終評価結果書(案)

都道府県名	山梨県	都道府県コード	19
-------	-----	---------	----

## 1 実施状況の概要(平成30年度末時点)

(1) 交付市町村数	19	市町村			
(2) 協定数	317	協定	【うち集落協定	309	協定
			集落協定参加者数	11,601	人
			うち個別協定		8
			協定		協定
(3) 交付面積	3,739	ha	【対象農用地面積	5,723	ha
			【協定締結面積	3,739	ha
			【地目別交付面積内訳	田 :	3,168
				ha	畑 :
				草地 :	571
				ha	採草放牧地 :
					0
					ha
(4) 交付金額	505,653	千円	【うち共同取組活動分 :	237,276	千円
					うち個人配分分 :
					268,378
					千円

## 2 第4期中間年評価結果のフォロー等

項目	現状等		
・指導・助言を行っている協定の現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化、過疎化が進み、新たな担い手や後継者、新規就農者の確保に困難を要している。</li> <li>・各集落における問題点を総会等で抽出し、共同活動等により改善するよう助言している。</li> <li>・農業者のみだけでなく、非農家も含めた話し合いの場を設けることにより地域ぐるみでの体制づくりを推進している。</li> <li>・今後、本制度を続けていくためには集落内の話し合いは非常に重要だと思うので、細かいことでも話し合いをする様に指導・助言を徹底していく。</li> <li>・協定参加者の高齢化等により、目標達成は厳しい状況の集落協定もあるが、引き続き指導・助言を行うことにより、全ての集落協定で目標達成が見込まれる。</li> </ul>		
	① 指導・助言を行っている平成30年度末時点の協定数	253	協定
	② 上記のうち		
	・31年度までに目標達成が見込まれる協定数	219	協定
	・引き続き、指導・助言が必要な協定数	34	協定
・取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数	0	協定	
③ 第4期中間年評価における要指導・助言協定数	84	協定	
④ 上記のうち			
・31年度までに目標達成が見込まれる協定数	56	協定	
・引き続き、指導・助言が必要な協定数	28	協定	
・取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数	0	協定	

## 3 事項ごとの評価

項目	取組の概要及び取組により生じた効果											
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築」を目指す集落が大半である。</li> <li>・各集落で定期的に共同活動(農道・水路清掃等)を実施するとともに、将来の農業生産活動の継続について話し合いを行うことにより、集落ぐるみで農地の荒廃を抑制することができた。</li> <li>・地域で支え合う体制をつくることによって、高齢化による担い手不足にも関わらず、取組面積が増加した市町村もあり、荒廃農地の発生防止に効果が現れている。</li> <li>・機械や農作業の共同化等を図ることで農家の負担軽減につながっている。</li> </ul>											
	<p>取組に対する評価及び関連する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落内での話し合いにより活動目標を設定し、共同活動等を行うことにより、協定参加者の意識の高揚、農業生産への意欲が向上している。</li> <li>・農業の継続が困難となった農地が生じた場合のサポート体制がしっかりとできてきた。</li> <li>・集落によって高齢化による担い手不足が顕著となっており、今後の取り組みに支障をきたす恐れがある。</li> <li>・担い手不足、兼業農家比率の増大等に対応するため、新規参加者の確保や外部への委託などの検討が必要である。</li> </ul>											
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	<p>取組の概要及び取組により生じた効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の耕作及び法面管理や周辺林地の除草刈り等を共同で行うことにより荒廃農地の解消及び防止を行っており、成果は上がっている。</li> <li>・鳥獣被害など地域の農用地の課題となっている条件を整備すると共に、集落内のサポート体制を活用し荒廃農地の発生防止に効果があった。</li> <li>・集落内外の担い手等に利用権の設定や農作業の委託を行うことにより、荒廃農地の発生を抑制している。</li> </ul>											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>集落協定</th> <th>個別協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 協定締結面積</td> <td>3,662 ha</td> <td>77 ha</td> </tr> <tr> <td>② 農振農用地区域への編入面積</td> <td>0 ha</td> <td>0 ha</td> </tr> <tr> <td>③ 既荒廃農地の復旧面積</td> <td>0 ha</td> <td>0 ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>取組に対する評価及び関連する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各協定における適正な管理活動により、協定農地での耕作放棄を防止できている。</li> <li>・地域内の農地を適切に管理する体制が機能しており、耕作放棄対策に対して積極的に取り組み、今後も定期的な活動が見込まれる。</li> <li>・より積極的に中間管理機構の活用、ほ場整備の導入等の取組によって、耕作放棄の防止等を行っているが、今後は協定面積を増やし、より広域での取組を行う必要がある。</li> <li>・協定により相互に農家同士が団結して、耕作を継続していく体制が整ってきている。</li> </ul>		集落協定	個別協定	① 協定締結面積	3,662 ha	77 ha	② 農振農用地区域への編入面積	0 ha	0 ha	③ 既荒廃農地の復旧面積	0 ha
	集落協定	個別協定										
① 協定締結面積	3,662 ha	77 ha										
② 農振農用地区域への編入面積	0 ha	0 ha										
③ 既荒廃農地の復旧面積	0 ha	0 ha										

		取組の概要及び取組により生じた効果	
		<p>・定期的な農道・水路周辺の草刈や清掃、修繕等の活動により、農道や水路が適正に管理されている。</p> <p>・この制度への取組により、共同活動の回数が増え、重機等を使つての大きかりな修繕等も減り、農地に付随する農業用施設を守る意識も強まった。</p> <p>・各集落の協定参加者が協力して管理作業を行うことにより、地域ぐるみで管理を行う意識が定着し、共同取組活動時以外にも自主的に維持管理に努めるようになり、農業の生産活動の維持と集落の活性化にもつながっている。</p>	
・水路、農道等の管理活動		集落協定	個別協定
	① 管理する水路の延長	1,089,818 m	0 m
	② 管理する農道の延長	809,468 m	0 m
	取組に対する評価及び関連する課題		
	<p>・各集落の取り組みによって水路及び農道は適切に管理が行われ効率的な農業生産活動に寄与しており、概ね期待する効果を得られたと考えられる。</p> <p>・今後施設の老朽化に伴い、維持管理作業の増加が見込まれるが、高齢化が進んでいることから今後も継続できるかは課題が残る。</p> <p>・近年、有機農業に取組む農業者が増えてきており、それに伴い田を活用した転作の取組も増えている。しかし、現状の水路の敷設として、取水と排水水路が一体となっているなど、一団の団地内での活動がし難い等の問題もあるという声もあるため、今後は水路の改修や有機農業者も協定に取り込み積立等による対応が必要になると思われる。</p>		
		取組の概要及び取組により生じた効果	
		<p>・農道や水路脇、周辺林地の下草刈を計画的に実施することで、景観や農道水路の整備や有害鳥獣対策にも繋がっている。</p> <p>・景観作物(コスモス、ひまわり等)の作付けを行い、耕作放棄地の発生防止や景観の向上に寄与している。</p> <p>・棚田オーナー制度、体験農園の運営や、他県の学校等の農業体験等を実施し、都市農村交流を図りながら農地の保全に努めている。</p> <p>・休耕田等を活用し魚類・昆虫類等の水生生物の保護、育成を行っており、集落管内の環境整備が図られている。</p> <p>・果樹園等において草生栽培を実施することにより、土壌流出の防止を行った。</p>	
・多面的機能を増進する活動		集落協定	個別協定
	① 周辺林地の下草刈の面積	28 ha	0 ha
	② 棚田オーナー制度の対象面積	6 ha	0 ha
	③ 市民農園等の面積	4 ha	0 ha
	④ 体験民宿等の施設数	0 施設	0 施設
	⑤ 景観作物の作付けに取り組む協定数	96 協定	0 協定
	⑥ 堆きゅう肥の施肥に取り組む協定数	0 協定	0 協定
	取組に対する評価及び関連する課題		
	<p>・各集落での計画的な取り組みにより、概ね期待する効果を得られたと考えられる。</p> <p>・景観形成作物の作付けや棚田オーナー制度、体験農園の運営により、地域内はもちろん地域外の住民との交流や地元のPRにもつながり、地域活性化に大きく寄与している。</p> <p>・周辺林地を整備することで鳥獣害が減少した集落の事例を他の集落とも共有し、今後の鳥獣被害防止に役立てていきたい。</p> <p>・多面的機能の発揮には大きな効果を得られているが、今後、高齢化によりその活動が負担になる可能性が高く、新たな担い手の確保や集落内の協力体制の整備等が必要と思われる。</p>		
(3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	・A要件	取組の概要、取組により生じた効果(体制整備単価が加算されていることによる効果)	
		取組なし	
		① 機械・農作業の共同化への取組面積	ha
		② 高付加価値型農業の実践への取組面積	ha
		③ 農業生産条件の強化への取組面積	ha
		④ 担い手への農地集積への取組面積	ha
		⑤ 担い手への農作業の委託への取組面積	ha
	取組に対する評価及び関連する課題		
	・B要件【第4期対策新規措置】	取組の概要、取組により生じた効果(体制整備単価が加算されていることによる効果)	
		<p>・女性を中心として、地の物を活かした農産物等の加工販売が行われており、味噌や味噌を利用した漬物などが作られ、販売されている。また、新製品の開発にも積極的に取組み、地域の活性化につながっている。</p> <p>・地域の保育園や学校とも連携し、味噌造り教室の開催や農業体験の実施により、食育や農地保全の仕組づくりに向けた取組も展開している。</p>	
		① 集落協定への新規参加者数	0 人
		うち女性	人
		うち若者	人
		うちNPO法人	法人
		うちその他【 】	人・団体
		② 新規就農者等確保数	0 人
		③ 地場産農産物等の加工販売の取組協定数	1 協定
		④ 消費・支出の呼び込みの取組面積	0 ha

		<p style="text-align: center;"><b>取組に対する評価及び関連する課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取組んでいる協定は1協定だけであるが、非常に意欲的に取組んでいる。今後、若い担い手の参入を検討する際に、一次生産だけでなく、商品化に向けた活動に対しても本事業が有益であるということを広く周知していきたい。</li> <li>引き続き、地域全体で農地の維持管理を図るとともに、6次産業化の推進や食育活動等を継続していく。</li> </ul>																																																																																	
	<p>・C要件</p>	<p style="text-align: center;"><b>取組の概要、取組により生じた効果(体制整備単価が加算されていることによる効果)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制をあらかじめ取り決めることにより、農地の維持管理に対する意識が強まり、協定農用地の減少を防ぐことができた。</li> <li>また、農業の継続が困難な農用地が発生した場合に支援主体となる組織をつくることで、耕作放棄地の発生を防いでいる。</li> <li>集落ぐるみ型の場合、地域で協力して管理しているため、気軽に管理を任せることができ、また協定内で役割分担をして管理できる体制を形成している事で、各個人への負担が軽減されている。</li> <li>単価が加算されたことにより、共同活動により一層取り組むことが出来ている。</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>① 集団的かつ持続可能な体制整備の実施協定数</td> <td>206</td> <td>協定</td> </tr> <tr> <td>② うち、C要件に位置づけた取り決めに実行された協定数</td> <td>20</td> <td>協定</td> </tr> <tr> <td>③ C要件に位置づけた取り決めでにより農業生産活動が継続された面積</td> <td>37</td> <td>ha</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"><b>取組に対する評価及び関連する課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実際に、高齢等で耕作の継続が難しくなった参加者の農地が継続して管理されており、体制整備の効果はあったと評価している。</li> <li>今後、高齢化による農業者の減少が考えられ、それによる農業者1人1人の負担の増加が考えられる。</li> <li>活動組織が全体的に高齢化してきているため、これまで他の人のサポートをしてきた人が、サポートされる立場になってしまう場合も考えられるため、今後は体制整備をよりしっかりと行っていくこと、また新たな担い手の確保等が必要となる。</li> </ul>	① 集団的かつ持続可能な体制整備の実施協定数	206	協定	② うち、C要件に位置づけた取り決めに実行された協定数	20	協定	③ C要件に位置づけた取り決めでにより農業生産活動が継続された面積	37	ha																																																																								
① 集団的かつ持続可能な体制整備の実施協定数	206	協定																																																																																	
② うち、C要件に位置づけた取り決めに実行された協定数	20	協定																																																																																	
③ C要件に位置づけた取り決めでにより農業生産活動が継続された面積	37	ha																																																																																	
<p>(4) その他協定締結による活動</p>	<p>・加算措置(集落連携・機能維持加算(集落協定の広域化支援)を除く。)</p>	<p style="text-align: center;"><b>取組の概要、取組により生じた効果(単価が加算されていることによる効果)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3市町(3集落)において「超急傾斜農地保全管理加算」措置に取り組んでいる。(韮崎市・中谷、甲斐市・獅子平、市川三郷町・東山路2)</li> <li>棚田オーナー制度により、都市住民との交流が出来ている。</li> <li>法面の草刈及び補修、鳥獣害フェンスの補修等に取り組んだことにより、条件が特に不利な地域においても、耕作放棄地が発生することがなかった。</li> <li>単価が加算されたことにより、超急傾斜農地の農作業保全対策が実施できている。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>集落協定</th> <th>個別協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 集落連携・機能維持加算(小規模・高齢化集落支援)の対象面積及び協定に取り組んだ農業集落数</td> <td>0 ha 0 集落</td> <td>0 ha 0 集落</td> </tr> <tr> <td>② 超急傾斜農地保全管理加算の対象面積【第4期対策新規措置】</td> <td>12 ha</td> <td>0 ha</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><b>取組に対する評価及び関連する課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市住民との交流により、地域の活性化にも繋がっている。</li> <li>条件が特に不利な地域に対する効果的な制度であると考えられる。</li> <li>超急傾斜のため使用が難しい農地であり、今後、交付金がもらえるとしてもどれだけ管理を続けていけるかが課題。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>取組の概要及び取組により生じた効果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2市村が集落戦略を策定済み。(山梨市・岩手、忍野村)</li> <li>協定参加者全てが自身の農地の将来について考え、各筆ごとに耕作・管理方法をあらかじめ定めることにより、将来にわたり農地を適正に管理しようとする意識を高め、耕作放棄地の拡大を防ぐことができた。</li> <li>協定農地の引継ぎの予定が明らかになり、返還の対象が該当する農地のみになったことで参加者が安心して本制度に取り組めるようになった。</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>○</td> <td>交付金返還の特例措置により安心して取組が行えるようになった</td> </tr> <tr> <td></td> <td>集落間連携や協定規模の拡大に向けた取組が進んだ、気運が高まった</td> </tr> <tr> <td></td> <td>課題解決に向けた話し合いを通じて農村協働力(集落機能)が向上した</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>農地管理の見通しが明らかになり、農地維持に向けた気運が高まった</td> </tr> <tr> <td></td> <td>担い手に対する農地集積が進んだ、検討が進んだ</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>農地の受け手が確保された、気運が高まった</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高収益作物や6次産業化など所得形成に向けた取組が進んだ、気運が高まった</td> </tr> <tr> <td></td> <td>オーナー制など都市住民を巻き込んだ農地の保全活動が進んだ、気運が高まった</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補助事業など課題解決のための支援が受けられた</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他【 】</td> </tr> <tr> <td></td> <td>効果なし</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>① 集落戦略を作成した集落協定数及び面積</td> <td>2</td> <td>協定</td> <td>99</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>うち15ha以上又は集落連携・機能維持加算に取り組む協定数及び面積</td> <td>2</td> <td>協定</td> <td>99</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>うち15ha以上の協定数及び面積</td> <td>2</td> <td>協定</td> <td>99</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>うち集落連携・機能維持加算に取り組む協定数及び面積</td> <td>0</td> <td>協定</td> <td>0</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>② 集落戦略を作成中の集落協定数及び面積</td> <td>0</td> <td>協定</td> <td>0</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>うち15ha以上又は集落連携・機能維持加算に取り組む協定数及び面積</td> <td>0</td> <td>協定</td> <td>0</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>うち15ha以上の協定数及び面積</td> <td>0</td> <td>協定</td> <td>0</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>うち集落連携・機能維持加算に取り組む協定数及び面積</td> <td>0</td> <td>協定</td> <td>0</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>③ 集落戦略の策定を契機に増加した協定数、協定面積、参加者数</td> <td>0</td> <td>協定</td> <td>0</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		集落協定	個別協定	① 集落連携・機能維持加算(小規模・高齢化集落支援)の対象面積及び協定に取り組んだ農業集落数	0 ha 0 集落	0 ha 0 集落	② 超急傾斜農地保全管理加算の対象面積【第4期対策新規措置】	12 ha	0 ha	○	交付金返還の特例措置により安心して取組が行えるようになった		集落間連携や協定規模の拡大に向けた取組が進んだ、気運が高まった		課題解決に向けた話し合いを通じて農村協働力(集落機能)が向上した	○	農地管理の見通しが明らかになり、農地維持に向けた気運が高まった		担い手に対する農地集積が進んだ、検討が進んだ	○	農地の受け手が確保された、気運が高まった		高収益作物や6次産業化など所得形成に向けた取組が進んだ、気運が高まった		オーナー制など都市住民を巻き込んだ農地の保全活動が進んだ、気運が高まった		補助事業など課題解決のための支援が受けられた		その他【 】		効果なし	① 集落戦略を作成した集落協定数及び面積	2	協定	99	ha	うち15ha以上又は集落連携・機能維持加算に取り組む協定数及び面積	2	協定	99	ha	うち15ha以上の協定数及び面積	2	協定	99	ha	うち集落連携・機能維持加算に取り組む協定数及び面積	0	協定	0	ha	② 集落戦略を作成中の集落協定数及び面積	0	協定	0	ha	うち15ha以上又は集落連携・機能維持加算に取り組む協定数及び面積	0	協定	0	ha	うち15ha以上の協定数及び面積	0	協定	0	ha	うち集落連携・機能維持加算に取り組む協定数及び面積	0	協定	0	ha	③ 集落戦略の策定を契機に増加した協定数、協定面積、参加者数	0	協定	0	ha		0	人		
	集落協定	個別協定																																																																																	
① 集落連携・機能維持加算(小規模・高齢化集落支援)の対象面積及び協定に取り組んだ農業集落数	0 ha 0 集落	0 ha 0 集落																																																																																	
② 超急傾斜農地保全管理加算の対象面積【第4期対策新規措置】	12 ha	0 ha																																																																																	
○	交付金返還の特例措置により安心して取組が行えるようになった																																																																																		
	集落間連携や協定規模の拡大に向けた取組が進んだ、気運が高まった																																																																																		
	課題解決に向けた話し合いを通じて農村協働力(集落機能)が向上した																																																																																		
○	農地管理の見通しが明らかになり、農地維持に向けた気運が高まった																																																																																		
	担い手に対する農地集積が進んだ、検討が進んだ																																																																																		
○	農地の受け手が確保された、気運が高まった																																																																																		
	高収益作物や6次産業化など所得形成に向けた取組が進んだ、気運が高まった																																																																																		
	オーナー制など都市住民を巻き込んだ農地の保全活動が進んだ、気運が高まった																																																																																		
	補助事業など課題解決のための支援が受けられた																																																																																		
	その他【 】																																																																																		
	効果なし																																																																																		
① 集落戦略を作成した集落協定数及び面積	2	協定	99	ha																																																																															
うち15ha以上又は集落連携・機能維持加算に取り組む協定数及び面積	2	協定	99	ha																																																																															
うち15ha以上の協定数及び面積	2	協定	99	ha																																																																															
うち集落連携・機能維持加算に取り組む協定数及び面積	0	協定	0	ha																																																																															
② 集落戦略を作成中の集落協定数及び面積	0	協定	0	ha																																																																															
うち15ha以上又は集落連携・機能維持加算に取り組む協定数及び面積	0	協定	0	ha																																																																															
うち15ha以上の協定数及び面積	0	協定	0	ha																																																																															
うち集落連携・機能維持加算に取り組む協定数及び面積	0	協定	0	ha																																																																															
③ 集落戦略の策定を契機に増加した協定数、協定面積、参加者数	0	協定	0	ha																																																																															
	0	人																																																																																	

	<p style="text-align: center;"><b>取組に対する評価及び関連する課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協定者全員で、整備体制が整えられていたため、耕作放棄地等を出さずに取組が行われた。</li> <li>・交付金返還の特例措置もあり、「高齢等により自分が他の人の足を引っ張ってしまう」という不安が減少し、協定参加への意欲と活動への積極的な取組が促された。</li> <li>・第5期への移行に向け、引き続き集落戦略の作成を推進していく必要がある。</li> </ul>
・地域・集落の活性化	<p style="text-align: center;"><b>取組の概要及び取組により生じた効果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落ごとに農道、水路清掃や下草刈りなどの活動を行うことに伴い、話し合いなどのコミュニケーションが活発化し、また多面的機能増進活動等に取組むことにより地域の活性化に繋がる効果が生まれた。</li> <li>・共同活動を継続していることで話し合いの回数も増加し、活動に対する意識の高まり、生産活動への意欲の向上が見られた。</li> <li>・協定を締結したことにより、農用地を維持するための活動に対して責任の意思が生じ、集落に対する住民意識が向上された。</li> </ul>
	<p style="text-align: center;"><b>取組に対する評価及び関連する課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落内での交流が増え、住民間のつながりが深まった。</li> <li>・地域に新しく入った人間は、コミュニティへの参入が困難であるが、その条件を緩和する役割も担っていると考えている。</li> <li>・現状では相互共助が維持できているが、近い将来には高齢化が進むことで維持が困難になることが予想される。</li> <li>・集落内の高齢化による、活性化に対しての消極的な集落も多く確認された。</li> </ul>
・集落協定の広域化・集落間連携(集落協定の統合)	<b>取組の概要、取組により生じた効果(単価が加算されていることによる効果)</b>
	取組なし
	協定活動を継続するための人員が確保できた
	交付金の規模が大きくなり、農業用機械・施設、基盤整備、鳥獣害防護施設などの充実や、事務局経費の確保が図られた
	集落営農や認定農業者など農業の担い手が確保できた
	事務局機能が一元化できた
	農村協働力(集落機能)が向上した、維持できた
	高収益作物の生産、加工・直売、都市との交流等により所得が向上した
	事務担当の専任職員等が設置できた
	定住条件が整備された
	農外、地域外等の新たな人材が確保できた
	その他【                                  】
	効果なし
	① 集落協定を広域化又は連携した協定数及び面積 協定対象協定数及び農業集落数                                  ha 統合により増加した協定参加者数                                  人                                  集落 統合により新たに協定に取り組んだ面積                                  ha
	② うち集落連携・機能維持加算(集落協定の広域化支援)に取り組む協定数及び面積 協定対象協定数及び農業集落数                                  ha 統合により増加した協定参加者数                                  人                                  集落 中心的な役割を担う人材の人数                                  人 統合により新たに協定に取り組んだ面積                                  ha
取組に対する評価及び関連する課題	
取組の概要及び取組により生じた効果	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし。(本県では、上限交付額に達する協定参加者はほとんどいない)</li> <li>・3戸以上で構成される法人でしか上限額に達する交付が行われていることはない。</li> </ul>	
取組に対する評価及び関連する課題	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・上限が引き上げられたことにより、自作地を協定農用地に入れる協定参加者が増える可能性がある。</li> <li>・今後、新規担い手を確保するにあたり、上限額の更なる引き上げが必要になると思われる。</li> </ul>	
・その他	取組の概要及び取組により生じた効果
	特になし
取組に対する評価及び関連する課題	
特になし	

4 本制度の実施効果及び制度の仕組みを踏まえた総合的な評価

上記1～3を踏まえ、評価区分(A～G)を別紙から選択し、本制度の第4期対策の総合的な評価及び評価区分を選択した理由について記載して下さい。また、本制度の実施効果について、①から⑬までの項目の該当すると考えるものすべてに○印を記入して下さい。

評価区分	総合評価
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>各協定において本交付金が有用に活用されており、地域の耕作放棄地発生防止、鳥獣害対策の促進、新たな担い手参入への助力、地域意識の醸成等、多くの点で役立っており、それぞれの地域に合った活動を促進する原動力ともなっている。</li> <li>共同活動の回数が増え、農道・水路等集落の環境整備や草刈り等による多面的機能を維持する活動は、非農家を含めた集落・地域全体のコミュニティを活性化する効果があり、大変有効である。</li> <li>しかし、協定参加者の高齢化は著しく、担い手が今後さらに減少することが予想されること、またこの制度自体複雑で事務作業ができる地域農業者もおらず負担となっていることなどから、事業の継続については楽観できない状況であると言える。</li> <li>当制度により条件不利地域の農地保全と耕作放棄地拡大防止が図られており、一定の成果を上げていると認められるが、高齢化に伴い自己農地の管理だけで精一杯の厳しい状況となっているのが現状であり、今後はリーダーの育成や、新たな担い手の確保など次世代への転換を図ることが求められている。</li> </ul>
<input type="radio"/>	① 地域の実情に応じて交付金が活用できた
<input type="radio"/>	② 一定期間、安定して交付金が交付された
<input type="radio"/>	③ 集落の活性化に関する話し合いが活発化した
<input type="radio"/>	④ 集落ぐるみでの農地維持の意識が醸成された
<input type="radio"/>	⑤ 集落の自由で自発的な活動計画(協定)に基づく取組ができた
<input type="radio"/>	⑥ 農地の将来的な維持管理の見通しが共有できた
<input type="radio"/>	⑦ 新たな人材の受け入れや多様な組織等との連携に対する意識が醸成された
<input type="radio"/>	⑧ 集落間連携への意識が醸成された
<input type="radio"/>	⑨ 農業生産性の向上や所得向上など前向きな取組への意識が醸成された
<input type="radio"/>	⑩ 継続的な農地等維持への意識が醸成された
<input type="radio"/>	⑪ 農産物価格の変動に左右されない所得(個人配分)が確保された
<input type="radio"/>	⑫ その他の効果【                      】
<input type="radio"/>	⑬ 効果なし
都道府県第三者委員会の意見	

5 第1期対策から第4期対策までの効果等

中山間地域等直接支払制度に取り組んだ結果、管内市町村の集落において、協定締結前(第4期対策以前の期間も含む。)と変わったと感じる事項をすべて選び、それぞれについてどのような変化等があったかを記載してください。また、取組期間の長短による集落の変化等の違いや、第4期対策での特別な変化等があればその内容についても記載してください。

事項	変化等の詳細や変化等があったと考える理由
<input type="radio"/> ① 耕作放棄地の発生が防止された	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3期対策より、地域での耕作放棄地の発生を防ぐ意識が向上されており、協定参加者が意識的に耕作放棄の防止に努めるようになった。</li> <li>交付金の遊及返還等の制度見直しにより、集落全体で管理し、農地維持を図る体制が形成された。</li> </ul>
<input type="radio"/> ② 寄合、イベント、共同活動の活発化など農村協働力(集落機能)の向上・維持につながった	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定集落で共同活動を行うための会議や話し合いの場が増え、集落機能の向上につながっている。</li> </ul>
<input type="radio"/> ③ 水路・農道等の維持管理が適切に行われるようになった	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定締結によって組織等との連携に対する意識が醸成され、水路・農道等の維持管理の徹底が図られた。</li> <li>長年この事業を行っているものが中心となり、共同活動での効果的な管理体制の形成と、継続的な農業生産活動が維持できた。</li> </ul>
<input type="radio"/> ④ 鳥獣被害が防止された	<ul style="list-style-type: none"> <li>交付金を鳥獣被害対策に活用できるようになり、電気柵の見回り等効果的な対策を行う事ができた。</li> <li>地域内での連携が強化され、猟友会による駆除活動や、役場等が行う鳥獣害防除施設の設置と合わせて下草刈り等が効果的に行われたため、鳥獣による被害が抑制された。</li> </ul>
<input type="radio"/> ⑤ 多面的機能を増進する活動を通じて農村景観の保全など集落環境が向上した	<ul style="list-style-type: none"> <li>交付金の活用により毎年花を植えるなど、景観活動の保全を行うことにより、交流人口の増加につながった。</li> <li>継続的な活動により、集落の景観に対する農業者の意識が向上した。</li> </ul>
<input type="radio"/> ⑥ 集落営農、認定農業者など担い手が確保された	
<input type="radio"/> ⑦ 担い手への農地集積が進んだ	
<input type="radio"/> ⑧ 農業用機械・施設の利用の共同化が進んだ	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3期対策で購入した機械を共同で使用管理し、農地や周辺の環境整備が進んだ。</li> <li>機械や施設等の共同化により、個人の負担が緩和された。</li> </ul>
<input type="radio"/> ⑨ 新規就農者や協定活動の核となる新たな人材の受入が行われた	
<input type="radio"/> ⑩ 高収益作物の導入、加工・直売、農家レストランの開業など所得向上の取組が行われた	
<input type="radio"/> ⑪ 都市住民や非農家との交流が活発になった	<ul style="list-style-type: none"> <li>棚田オーナー制度の導入により、都市農村交流が促進された。</li> <li>農業体験も受け入れにより、県外の小中学生等との交流が継続している。</li> </ul>
<input type="radio"/> ⑫ 協定参加者の世代交代(若返り)が進んだ	

○	⑬ 高齢者や女性による活動や世代間交流が活発になった	・水路や農道の泥上げや草刈、鳥獣害防護柵の維持管理等が定着したことで集落内での話し合いの回数も増加し、地域内の交流が活発になった。
	⑭ 高齢者や子育て世代への支援など定住条件が整備された	
○	⑮ その他	・農地をみんなで守ろうという意識が生まれた
都道府県第三者委員会の意見		

6 今後、適切な農業生産活動が継続的に行われるための課題等

管内市町村の集落において、本制度を活用して農業生産活動を継続していくための課題をすべて選び、その詳細及び対策(実施しているものを含む。)を記載してください。

事項		課題の詳細及び対策
人員・人材に関する課題	○ ① 高齢化・過疎化の進行による協定参加者の減少	・地域での高齢化が進んでいる中、定年延長等もあり、今後ますます協定参加者の高齢化が懸念される。 ・農業法人やターン等の新規参入者等も含めた新たな担い手を確保する必要がある。
	○ ② 担い手の不在	・少子化による後継ぎの減少、また働き方も多様化する中、特に中山間地域では担い手が不足している。 ・対策として、新たな担い手候補等に対し、制度の周知、また交付単価の引き上げ等が必要と考えられる。
	○ ③ リーダーや活動の核となる人材の不足	・高齢化に伴い集落をまとめる元気が核となる人物が少なくなっている。 ・第1期開始時からリーダー等が変更されていない集落もあり、今後の活動が持続できない可能性がある。 ・より意欲的でリーダーとなる人材を選定、確保する。
営農に関する課題	○ ④ 農地の生産条件(圃場条件)の不利	・中山間地の傾斜地や不整地なほ場、また傷みの激しい農道・水路が農業者にとって不利となっている。 ・現在、ほ場整備等も行っているが、引き続き県や市町村において営農意欲のある集落の基盤整備等を順次進めていく必要がある。
	○ ⑤ 野生鳥獣の被害	・中山間という地域柄、野生鳥獣被害を完全に防ぐことはできないと思われる。 ・共同取組活動費を活用し防除資材等の導入を行っているが、県や市町村による鳥獣害防止施設の設置や有害獣の捕獲等も併せて継続していく必要がある。 ・人と動物の緩衝帯であった里山の復活が必要と思われる。
	○ ⑥ 農業収入の減少	・鳥獣害による農作物への被害も多く、農家の収入減少及び営農意欲の低下を招いている。 ・鳥獣害対策の徹底による収量確保、また農産物直売所等の整備による販路拡大等により収入増加を目指す。
	○ ⑦ 農作業の省力化	・省力化を図りたいが、傾斜地及び狭い農地のため機械化が難しい。 ・高齢化が進む中、スマート農業の推進など新メニューの活用を視野に入れつつ、効果的な省力化を行う必要がある。
農村協働力(集落機能)に関する課題	○ ⑧ 農村協働力(集落機能)の低下・共同取組活動の衰退	・本交付金等の活用により、集落機能の低下及び共同取組活動の衰退を防ぐ。
	○ ⑨ 集落内の話し合い回数の減少	・今後、高齢化による話し合い回数の減少が進むと思われる。 ・地域の問題について話し合いの場を持つことができるよう行政が働きかけを行う必要がある。
	○ ⑩ 中山間地域の生活環境の改善	
本制度に関する課題	○ ⑪ 交付金返還措置への不安	・4期対策において交付金の免責要件は緩和されたものの、集落協定参加者の高齢化により5年の期間は非常に長く、将来への不安から連帯責任を感じてしまう。 ・返還免除に関する規定や、集落戦略の作成による緩和措置等についての説明を徹底する。
	○ ⑫ 行政との連携不足	
	○ ⑬ 事業要件の見直し(協定期間(5年間)の短縮や交付単価の見直し等)	・協定参加者の高齢化に伴い、5年間の活動継続に対する不安が強いため協定期間の短縮が必要。 ・現状の交付単価では、保全管理に係る費用も農家の負担となっているため、交付単価の引き上げが必要。 ・畑に対する交付単価の見直し。
	○ ⑭ 事務負担の軽減	・事務作業経験のない高齢の農家においては、事務負担が大変大きい。 ・市町村においても協定作成への支援を行っているが、年々事務が煩雑化し書類や提出物も多くなってきており、限られた人数の市町村職員では対応しきれない。 ・様式の簡素化や事務量の削減が必要。
	○ ⑮ その他	
	○ ⑯ 課題等はない	
都道府県第三者委員会の意見		

7 対象農用地を有するものの本制度に取り組んでいない理由

対象農用地を有するものの中山間地域等直接支払制度に取り組んでいない農業集落について、取組を行わない理由を記載してください。

取組を行わない理由	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業生産活動が行われている農用地が1ha以上の一団地にならないため。</li> <li>・担い手が不足している又は高齢化していること、及び組織のリーダーや中心となる人材がいいため。</li> <li>・高齢化や担い手不足のため、農地の維持管理が難しく、継続した活動が困難になったため。</li> <li>・5年間活動を継続することができるのかという不安や、事務や会計処理を行う事への抵抗があり取組みに至らない。</li> </ul>	

8 取組の評価と今後の取組方針

以下の項目毎に、中山間地域等直接支払制度のこれまでの取組に対する評価を記載するとともに、集落等の課題を踏まえた今後の取組方針について記載してください。また、基礎単価で交付を受けている集落と体制整備単価で交付を受けている集落の違いや、加算措置を受けている集落で見られる特色などについて具体的に記載してください。

事項	影響等及び今後の取組方針
① 耕作放棄の防止、農道・水路の維持管理、多面的機能の増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各集落とも農地の耕作及び法面管理や周辺林地の下草刈り、定期的な農道・水路周辺の清掃、修繕等の共同活動により、荒廃農地の解消及び防止に努めており、その効果は非常に高い。</li> <li>・今後より一層の高齢化等も懸念されるが、引き続き、積極的な活動に対する支援と広域化の推進等を行っていく。</li> </ul>
② 農業生産体制の整備(担い手・協定の核となる人材の確保、農地集積等の取組)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本制度により、集落の共同による農業生産体制の整備や農地の維持・管理への意識の高まりとともに活動が継続されており、一定の成果が上がっている。</li> <li>・しかし高齢化が進行する中、後継者不足や担い手の確保が課題となっている。</li> <li>・行政とも連携し、新規参加者や法人など新しい担い手の確保や担い手への農地集積、外部委託の検討等を行う必要がある。</li> </ul>
③ 所得形成(農業生産活動の持続的発展に向けた6次産業化等の取組)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6次産業化(そば、味噌作り等)や都市農村交流(農業体験受入等)で所得向上が図られている協定も見られるが、地域によってはそれ以前に生産量の維持が課題となっている。</li> <li>・地域の実情に即した作物導入や販路の拡大、地域のPR等の検討・支援を行っていく必要がある。</li> </ul>
④ 農村協働力(集落機能)の向上・維持、集落コミュニティの活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落単位での活動が基本であるため、協定の構成員相互で助け合いながら活動が進められており、高齢化や担い手不足が進展する中であっても、本制度の活用により農業生産活動の基礎である地域協同や農地維持・管理が継続されている。</li> <li>・しかし現状維持に精一杯の地域も多く、今後は近隣集落との広域連携や法人等との連携により農地の維持・管理を継続して進めていけるよう指導・助言をしていく必要がある。</li> </ul>
⑤ 集落間連携・広域化、多様な中間支援組織との連携による取組体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本県では集落間連携、広域化に取り組んでいる集落協定等は無いが、今後、高齢化等により取組が困難となる集落も想定されることから、広域化や多様な組織等との連携を進めていく必要がある。</li> </ul>
⑥ 超急傾斜農地の保全活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法面の草刈及び補修等により超急傾斜地の荒廃農地化を防止できたり、棚田オーナー制度の実施により都市住民との交流が生まれ地域の活性化につながった。</li> <li>・超急傾斜のため活用が難しい農地であり、今後も維持・管理を継続できるか不確定な部分もあるが、集落と連携しその活動を引き続き支援する。</li> </ul>
⑦ その他(省力化等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自走式草刈り機の導入等により省力化を検討している集落もあり、引き続き導入に向けた支援を行う。</li> </ul>
⑧ ①から⑦の取組に関連した交付金の配分方法、用途のあり方	

都道府県第三者委員会の意見

9 本制度に対する意見等

中山間地域等直接支払制度に取り組んだ結果を踏まえた、本制度に対する御意見等を記載してください。

意見
<p>1、返還規定の見直し</p> <p>高齢化が進み、担い手が少ない地域では5年間の維持管理が難しいと考える集落が多く、協定期間中に維持管理ができなくなった場合の全面遡及返還に対し不安を感じ「他の人たちに迷惑をかけられない」等の理由から、次期対策への参加を見送る協定も多い(集落戦略の作成による緩和措置もあるが、小規模集落では面積要件により対象外)。5年間の維持管理または、それを出来なくなったときの返還規定を緩和することで、次期対策に継続して参加する集落も増えると考え。</p>
<p>2、事務処理の簡素化</p> <p>協定参加者の多くは高齢であり、またパソコン等の取扱も不慣れであることから事務作業を大きな負担となっている。市町村役場の職員が指導や書類への修正、場合によっては作成まで行っているところもある状態であるため、必要書類の簡素化は必須だと考える。</p>
<p>3、交付金額の見直し</p> <p>田、畑の単価の差や傾斜の要件は、共同活動を行っているにもかかわらず個人配分される金額に大きな差が出たり、同じ団地内でも地目が畑で傾斜が要件に合わず協定に参加出来ないなど、地域(集落協定)の中でも不満が出ている。また今後、後継者(若手)のいない集落を維持していくためには、地域による取組みだけでなく、業者等へ外注してでも農地を維持できるレベルでの制度が必要ではないかと考える。よって交付単価の見直し及び交付金額の増額等について検討をいただきたい。</p>